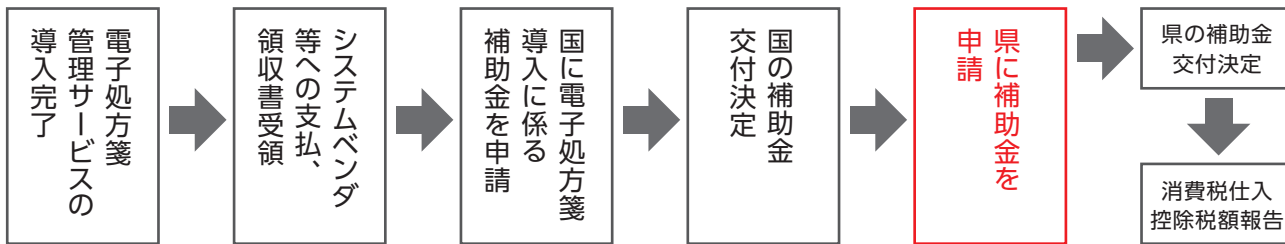


電子処方箋の導入費用を国の補助金に加えて助成します!

福岡県電子処方箋導入促進費補助金のお知らせ

申請の流れ

補助対象:国(社会保険診療報酬支払基金)の補助金の交付決定を受けた保険医療機関、保険薬局



申請区分、補助率、補助上限額

申請区分	県補助金	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	薬局
①基本機能部分 (従前補助)	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000円	543,000円	97,000円	97,000円
②追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000円	167,000円	61,000円	64,000円
③基本機能+追加機能部分 ※同時導入	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000円	676,000円	135,000円	138,000円

※国と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で

病院:1/2、診療所・薬局(大型除く):3/4、大型チェーン薬局:1/2となります!

申請方法

郵送のみの受付。申請期限:令和7年1月31日(金)必着

※申請書(署名または押印が必要)に添付書類を添えて下記事務局まで提出してください。

添付書類:①電子処方箋管理サービス導入に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)

②支払基金から発行された電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金交付決定通知書(写し)

③振込先口座の確認できる通帳等(写し)

留意事項

県に補助金を申請する前に、国(社会保険診療報酬支払基金)における電子処方箋管理サービスの導入に関する補助金を申請し、補助金交付決定を受ける必要があります。国の補助金手続に約2ヵ月程度の時間を要しますので、県の補助金の活用を検討される場合は、早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。

お問い合わせ・提出先

福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局

〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目17-28 TOPPAN九州事業部内

☎ 050-3628-7974 (受付時間:平日 9:00~17:00)



二次元コード

よくあるご質問

Q どのような施設が補助の対象となりますか？

A 国(社会保険診療報酬支払基金)の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関(医科、歯科)、保険薬局が補助の対象となります。

Q 既に国の補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県の補助金は申請できますか？

A 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国の補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金は申請可能です。(特に国の補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありません。)

Q 申請の際に、①基本機能のみ、②追加機能のみ、③基本機能と追加機能の同時導入、どの区分を選択すればよいですか？

A 国の補助金に申請した際に選択した区分と同じ区分で申請してください。
なお、国の補助金交付決定通知書の表題(タイトル)により見分けることが可能です。
(詳細は、申請書の記入例(裏面)をご確認ください。)

Q 申請期限である令和7年1月31日に間に合わせるためには、国の補助金は、いつまでに申請すればよいですか？

A 国の補助金手続きに約2カ月程度の時間を要するため、遅くとも令和6年11月末までに国の補助金交付申請を行う必要があります。

Q 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか？

A 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金(電子処方箋の活用・普及の促進事業)」を財源としており、令和6年度の単年度事業であることから、申請期限が延期される予定はありません。

Q 県の補助金の交付条件として、「県が別に指定する電子処方箋に関する取組に協力すること」と示されていますが、具体的にはどのような取組を想定していますか？

A 電子処方箋に関する取組については、別途、ご案内する予定ですが、まずは県の補助金交付決定通知書に同封するポスターの掲示に協力いただくことを想定しています。